

福岡市教育研究大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教科等研究団体が主催となって実施する研究大会に対し、地方自治法232条の2の規定に基づき補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、自らが主催となって教育研究大会を実施する教科等研究団体（以下「研究団体」という。）とする。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業は、教職員の資質向上を目的とする研究大会で、本市内で開催され、県大会以上の規模であり、本市における学校教育において有意義と認められるものとする。

(補助額算定の基準)

第4条 第3条に定める補助事業における各研究団体ごとの補助額は別表に定める基準による。

(補助の申請)

第5条 研究団体は、この要綱に定める補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 大会要項
- (3) 主催団体の役員名簿
- (4) 主催団体の規約
- (5) 口座振替依頼書

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書の内容を審査し、必要があるときは調査を行い、補助金の交付を適当と認めたときはその額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(実績報告)

第7条 研究団体は、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、大会終了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（監事の監査を受けたもの）

- (2) 大会当日配布の研究資料や大会まとめ等
- (3) 請求書

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の審査を行い、その報告に係る研究大会の実施結果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、研究団体に通知する。

(補助金の取り消し等)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 大会が中止された場合
- (2) 他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があった場合
- (4) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反した場合

(補助金交付の方法)

第10条 補助金の交付は大会終了後とする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表 (第4条関係)

大会規模	交付補助額
全国大会	99,000円
九州大会	75,000円
県大会	51,000円